

別表 2 (第 9 条関係)

<p>規模及び構造設備に関する事項</p>	<p>〔新築又は既存建物を転用した場合〕 ① 竣工図面 ② 建物写真（外観及び主要設備） ③ 建物検査済証 ④ 消防設備検査済証 ⑤ 広島県福祉のまちづくり条例適合証 〔借地の場合〕 建物登記簿謄本</p>
<p>職員の配置，研修及び衛生管理に関する事項</p>	<p>① 施設管理者の経歴書 ② 勤務体制表</p>
<p>サービス等に関する事項</p>	<p>① 有料老人ホーム重要事項説明書 ② 介護サービス等の一覧表</p>
<p>利用料等に関する事項</p>	<p>前払金の返還金債務についての銀行保証等</p>
<p>情報開示に関する事項</p>	<p>入居者募集パンフレット</p>

※ 事前協議時に添付した書類に変更が生じた場合は，変更後の書類も添付すること。